

担い手基準について

鶴岡市においては、水稲との複合経営を行う果樹経営が一般的であることから、以下の基準のいずれかに該当する生産者を果樹生産における担い手として位置付ける。

- ① 果樹栽培を営農類型にもつ認定農業者
- ② 果樹栽培を営農類型にもつ新規就農者（認定新規就農者）
- ③ 果樹販売農家で、振興品目の合計栽培面積が概ね 30 a 以上の生産者、
- ④ 雨よけハウスや果樹棚などの収益性の高い生産を行っている生産者、V字仕立てやジョイント栽培などの省力的な生産を行っている生産者、または、地域への波及効果が期待できる取組を行っている生産者
- ⑤ 将来的に上記のいずれかの達成が見込める生産者